

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-②)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化					
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,730	9,041	9,299	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,730	9,041		
執行額(千円)	7,323	6,610				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	相談事例の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		12	11	13	12	14		
	年度ごとの目標値	10件以上						
	取引実態調査結果の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 進展が大きくない
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		1	1	1	1	0		
	年度ごとの目標値	2回以上						
	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙2のとおり。							
年度ごとの目標値								
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況(注)	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 進展が大きくない	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

(注) 平成25年度事前分析表においては、本施策の有効性・効率性を評価するため取引実態調査の「調査実施期間」及び「調査所要人数」を指標としていたが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、外部への周知状況が測定できる内容に変更した。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例の公表件数」について目標を達成した。 また、「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、独占禁止法違反行為の未然防止という目的に対し、相当程度進展した。 一方、「取引実態調査結果の公表件数」及び「取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、進展が大きくなかったものの一定程度の効果を挙げており、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと考えられる。

評価結果	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>しかし、取引実態調査については、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知を行うことにより、事業者等による自主的な改善の契機となることから、実態調査を実施する必要があるものの、競争政策上の問題点の把握につながらなかった案件があったため平成25年度においては1件、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったため平成26年度においては0件の公表にとどまったことを踏まえると、年間2件以上の目標を達成するため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p>しかし、取引実態調査については、平成25年度においては1件、平成26年度においては0件の公表にとどまっており、平成24年度以前においても年間1件の公表が続いているため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p> <p>また、取組の内容の充実の観点からは、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引実態調査については、平成25年度及び平成26年度で目標を達成しておらず、平成24年度以前についても1件の公表となっており、測定指標の目標設定に課題があるのではないか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>・平成26年度の取引実態調査について、多大な作業量を伴ったためと記載されているが、スケジュール管理は適切であったのか。(田辺委員) (当初の想定よりも多大な作業量となってしまった点は反省点と考えており、意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>・取引実態調査結果の公表件数を測定指標としているが、公表件数を指標とした場合、調査に着手した事案の内容により結果が左右されてしまうこととなるが、そのような性格の指標を立てる意味があるのか。(小西委員) (調査結果を公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止の効果がより強く期待できるものと考えており、施策の目標について、当委員会が何を目標として業務を遂行するのかという点も踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>・取引実態調査について、なぜ調査対象の選定が効率性につながるのか分かりにくい。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「独占禁止法に関する相談事例集(平成25年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成26年6月18日</p> <p>②「独占禁止法に関する相談事例集(平成26年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成27年6月17日</p> <p>③「ガソリンの取引に関する調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成25年7月23日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	---

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田辺 治 取引調査室長 山口 正行 相談指導室長 松本 博明	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	----------------------------------	--------------------	---	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① ガイドラインの説明会の開催件数[38件]</p> <p>② ガイドラインの説明会の参加者数[約3,550名]</p> <p>③ 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[8件]</p> <p>④ 不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約410名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[59件]</p> <p>② 同左[約3,510名]</p> <p>③ 同左[7件]</p> <p>④ 同左[約280名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[90件]</p> <p>② 同左[約3,980名]</p> <p>③ 同左[7件]</p> <p>④ 同左[約250名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[102件]</p> <p>② 同左[約5,490名]</p> <p>③ 同左[5件]</p> <p>④ 同左[約170名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[69件]</p> <p>② 同左[約4,050名]</p> <p>③ 同左[5件]</p> <p>④ 同左[約120名]</p>
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	<p>独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況</p> <p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 事業者等からの相談件数[1,700件]</p> <p>② 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[39,512件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,497件]</p> <p>② 同左[34,288件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,203件]</p> <p>② 同左[35,325件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,046件]</p> <p>② 同左[36,205件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,068件]</p> <p>② 同左[35,250件]</p>	
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(本体)の平均アクセス数[6,631件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[2,495件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[4,633件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[5,268件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[0件](注)
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(概要版)の平均アクセス数[7,908件]	② 同左[4,116件]	② 同左[4,008件]	② 同左[11,043件]	② 同左[0件](注)
年度ごとの目標値	取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

(注) 平成26年度においては取引実態調査の公表が行われなかったことから、同年度については0件としている。

## 実績評価書資料

担当課 取引企画課・取引調査室・相談指導室

## 1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等  
取引慣行等の適正化

## 【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る（平成25年度及び平成26年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成27年4月～7月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

### (1) 事業者等からの相談への対応

#### ア 相談事例の公表件数

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所計7か所に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。平成22年度以降の相談事例集への掲載事例件数の推移は表1のとおりである。

表1 相談事例集への掲載事例件数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公表件数	12	11	13	12	14

公表した相談事例集は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載されているところ、平成25年度のアクセス数は36,205件、平成26年度のアクセス数は35,250件（各相談事例集（平成13年以降に公表した相談事例集）への各年度のアクセス数合計。平成25年度における同年6月に公表された相談事例集へのアクセス数は9,584件、平成26年度における同年6月に公表された相談事例集へのアクセス数は7,011件となっている。）と多数に上っている。

また、一般社団法人第二地方銀行協会から「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談が寄せられ、回答内容を平成25年6月に公表したところ、当該回答への平成25年度のアクセス数は2,674件、平成26年度のアクセス数は1,444件と多数に上っている。

#### イ 事業者等からの相談件数

平成22年度以降の事業者等からの相談件数の推移は表2のとおりである。

表2 事業者等からの相談件数 (単位：件)

相談者	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者	1,402	1,197	918	803	832
流通取引に関する相談	1,081	840	640	516	575
技術取引に関する相談	50	42	50	55	38
共同研究開発に関する相談	18	23	19※	17	14
共同行為に関する相談	90	134	87※	125	116
その他	163	158	122	90	89
団体	298	300	285	243	236
合計	1,700	1,497	1,203	1,046	1,068

※ 平成25年度の実績評価書資料「表2 事業者等からの相談件数」における平成24年度の相談件数のうち、「共同研究開発に関する相談」及び「共同行為に関する相談」の件数を入れ替えて記載する誤りがあったことから修正した。修正後の平成22年度から平成24年度における「共同研究開発に関する相談」は、同水準で推移し、「共同行為に関する相談」は、平成22年度及び同24年度は同水準であるが、平成23年度のみ急増している。これは、東日本大震災によって影響を受けた事業者による相談が一時的に増加したことが原因と考えられる。

(2) 取引実態調査の実施公表

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成22年度以降に取引実態調査の結果を公表した件数の推移は、表3のとおりである。

表3 取引実態調査の結果の公表件数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公表件数	1	1	1	1	0

平成 25 年度においては、「ガソリンの取引に関する調査」（以下「ガソリン調査」という。）を実施し、その調査結果を平成 25 年 7 月 23 日に公表した。ガソリンの流通実態については、以前にも報告書を公表（平成 16 年 9 月、平成 17 年 9 月）しているところ、その後、ガソリン販売業者へのガソリンの仕切価格の決定方式の大幅な変更など競争環境に変化がうかがわれたことから、調査を改めて実施した。

また、公正取引委員会ウェブサイトにて当該報告書を掲載したところ、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 か月間において、報告書（本体）に 5,268 件、報告書（概要版）に 11,043 件と多数のアクセスがあった。

平成 26 年度においては、取引実態調査の公表実績はなかった。

### (3) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化することで事業者等の予見可能性を向上させ、独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、不当廉売ガイドライン、事業者団体ガイドライン等の各種ガイドラインを策定・公表し、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

近年では、各種ガイドラインの効率的な普及・啓発を図る観点から、①事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図るとともに、②全国の商工会議所や商工会に在籍する経営指導員を対象に開催される研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際などに当該経営指導員を通じて事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図っている。

また、ガイドラインの中でも不当廉売ガイドラインについては、平成 21 年 12 月に改定した直後は当該ガイドラインの普及・啓発のために全国各地で集中的に説明会を開催し、その後は事業者等から講演を依頼された際に公正取引委員会の職員を派遣して当該ガイドラインについて説明するなど、当該ガイドラインの浸透状況に応じた普及・啓発を行った。

平成 22 年度以降に、事業者等が開催する会合及び商工会議所・商工会の経営指導員向け研修会へ公正取引委員会の職員を講師として派遣した件数及び参加人数の推移は、表 4 のとおりである。

表4 ガイドラインの説明会開催件数・参加人数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者等向け	8 (410)	15 (780)	26 (1,100)	25 (1,440)	18 (1,010)
経営指導員向け	30 (3,140)	44 (2,730)	64 (2,880)	77 (4,050)	51 (3,040)
合計	38 (3,550)	59 (3,510)	90 (3,980)	102 (5,490)	69 (4,050)
上記のうち不当廉 売ガイドラインの 説明会	8 (410)	7 (280)	7 (250)	5 (170)	5 (120)

(注) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数 (単位：名)

さらに、全国の商工会議所や商工会が発行する会報誌に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図った。なお、当該会報誌に独占禁止法に係る記事を、平成25年度は51回、平成26年度は32回掲載し、全国の商工会議所や商工会の会員に対して広範に独占禁止法やガイドラインの普及・啓発を図った。

## 6. 評価

### (1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

公正取引委員会では、①独占禁止法上の考え方を示したガイドラインの普及・啓発、②事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、③事業活動の実態調査の実施及び当該調査結果の公表を行っている。これらの取組は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止し、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことに資することから、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要な取組であると評価できる。

## (2) 有効性

### ア 事業者等からの相談への対応

近年、事業者等からの相談件数は、毎年度1,000件を超える相談を受け付けており、事業者等は、実施しようとする具体的な行為が独占禁止法に照らして問題ないかどうかの相談を積極的に利用している状況にあるといえる。

他方、事業者等からの相談件数が平成23年度から平成25年度にかけて減少しているところ、この背景には様々な要因が考えられる。同期間中に主要なガイドラインの見直し等がなかったこと、また、前記5(1)アのとおり、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として公表する等、独占禁止法の考え方の明確化に努めており、事業者等にとって予見可能性が高まったことが一因となっているとも考えられる。

事業者等からの相談事例集への掲載事例件数は、年間10件以上とすることを目標としているところ、平成25年度には平成24年度の主要な相談事例12件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成24年度）」を平成25年6月に、平成26年度には平成25年度の主要な相談事例14件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成25年度）」を平成26年6月に公表しており、いずれも目標を達成した。

平成26年6月に公表した相談事例集には、①メーカーが商品開発及び営業戦略の参考とするため、店舗販売業者の過去1年間の販売価格及び陳列方法について卸売業者を通じて報告をさせる事例、②メーカーが販売代理店に対し、一定の販売地域を割り当て地域外での販売を禁止する事例等、流通取引慣行に係る事業者等の関心が高いと考えられる事例を掲載している。

このように相談事例を公表することによって、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

また、前記5(1)アのとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集及び「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談に対する回答内容へのアクセス数は、平成24年度より引き続き35,000件を超えており、多数を維持している。

このように、多数の事業者等が公正取引委員会に事前相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られていることから、平成25年度及び平成26年度における独占禁止法に係る事業

者等からの相談への対応の取組は、事業者等における取引慣行等の適正化のために有効な取組であったと評価できる。ただし、相談事例集のアクセス数は、平成26年度に若干の減少がみられることから、引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実に努める必要がある。

#### イ 取引実態調査の実施公表

取引実態調査においては、年間2件以上の調査結果の公表を目標としているところ、平成25年度においては、1件（ガソリン調査）の公表、平成26年度においては、0件の公表といずれも目標を下回った。

年間2件以上の公表とした目標の設定は、取引実態調査を担当する取引調査室の職員数（平成25年度、平成26年度定員6名）、取引実態調査に要する業務量、これまでの公表件数の実績、他の業務の状況を勘案したものである。

平成25年度における調査結果の公表が1件となった理由は、調査を実際に実施したところ、独占禁止法上の問題を評価するに当たって、環境変化をしばらくみる必要があることとしたものなど、公表に至らなかった案件があったためである。ただし、公表に至らなかった案件においても、ヒアリング等を通じて、関係者等の独占禁止法上の考え方や留意点の理解向上につながることもあり、取引慣行の改善の契機となり得るものと考えられる。

平成26年度における調査結果の公表が0件にとどまった理由は、着手した実態調査が、対象製品の製造業者、卸売業者及び最終需要者という川上から川下までの全流過程に係る広範なものであり、かつ、製造業者に対する調査を踏まえて卸売業者に対する調査を実施し、更にそれらを踏まえて最終需要者に対する調査を実施するなど、従来の実態調査に比べて多大な作業量を伴ったためである。

また、公正取引委員会ウェブサイトにはガソリン調査の報告書を掲載したところ、前記5(2)のとおり当該報告書へのアクセス数が多数に上り、平成26年4月から平成27年3月までの1年間においても、平成25年度に引き続きアクセスは多数に上った（報告書本体は5,443件、報告書概要版は4,913件）。

さらに、ガソリン関連の業界団体から説明会等への参加依頼を受けるなど、ガソリン調査への関心の高さがうかがえた。

以上のことから、取引実態調査は、平成25年度においては一定程度の効果を挙げたといえる。しかしながら、取引実態調査の公表は、独占禁止法の考え方や留意点の理解向上につながるものであるところ、

平成25年度及び平成26年度の各年度において2件以上の調査結果の公表としていた目標を達成することができなかったことから、引き続き、取引実態調査の公表に努める必要がある。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発活動を実施することにより、どの程度事業者等の予見可能性が向上し、独占禁止法違反行為の未然防止が図られているかという観点から、ガイドラインの説明会開催件数・参加者数と事業者等からの相談件数の推移をみると、ガイドラインの説明会開催件数・参加者数については、平成25年度は増加したものの平成26年度は前年度よりも減少し平成23年度を若干上回る水準にとどまった。

また、事業者等からの相談件数については、平成25年度は減少したものの、平成26年度は微増した。

表5 ガイドラインの説明会開催件数・参加者数と相談件数の推移

(単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ガイドラインの説明会開催件数 (参加者数)	38 (3,550)	59 (3,510)	90 (3,980)	102 (5,490)	69 (4,050)
上記のうち不当 廉売ガイドラインの説明会開催 件数(参加者数)	8 (410)	7 (280)	7 (250)	5 (170)	5 (120)
相談件数	1,700	1,497	1,203	1,046	1,068

(注1) 当該数値は、表4に記載の数値を再掲

(注2) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数(単位：名)

ガイドラインの説明会開催件数・参加者数について、平成26年度に前年度よりも減少したのは、説明会開催件数・参加者数のうち商工会議所、商工会等が開催する経営指導員研修向けが約7割を占めているところ、平成24年度及び平成25年度における同研修を平成23年度と比べて2倍近く開催したことにより、経営指導員研修が一巡した後の期間に当たったためと考えられる。加えて、公正取引委員会は、商工会議所、商工会等に独占禁止法のリーフレットやガイドライン等の送付

を行っており、これらの普及・啓発活動を通じて、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性が高まってきていることも、平成26年度の説明会開催件数・参加者数の減少につながったと考えられる。

また、ガイドラインの説明会のうち、不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数・参加者数については、平成25年度及び平成26年度にかけて減少した主な理由としては、同ガイドラインに特に関心の高いガソリン及び酒類等の業界団体が、自らの法務担当者等による独占禁止法の研修を積極的に実施するようになってきていることが考えられる。

以上のことから、リーフレットやガイドラインの送付を行うなど、事業者等のニーズに合わせて対応しているものの、ガイドラインの説明会件数・参加者数は減少していることから、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化していく必要がある。

### (3) 効率性

#### ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所及び支所においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所及び支所の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成25年度に受け付けた相談1,046件及び平成26年度に受け付けた相談1,068件の処理日数をみると、それぞれ、平成25年度においては、95.2%の事案、平成26年度においては、89.9%の事案（平成24年度においては92.9%）について、相談を受け付けた日から7日以内に回答している。7日以内に回答した比率は、おおむね90%以上と高い水準であり、迅速な処理を維持できている。

以上のことから、平成25年度及び平成26年度におけるこれらの取組は効率的に行われていると評価することができる。

#### イ 取引実態調査の実施公表

平成25年度に調査結果を公表したガソリン調査は、前記5(2)及び6(2)イのとおり、公正取引委員会ウェブサイトには報告書を掲載したところ継続的に多数のアクセスがあり、業界団体から独占禁止法についての講演の依頼を受けるなど、ガソリン業界等における関心の高さがうかがわれ、事業者等に対して効率的に調査結果を周知することができ、

もって取引慣行等の適正化に寄与したものと考えられる。

ただし、年間2件以上の調査結果の公表を目標としているところ、平成25年度の取引実態調査の公表件数が1件、平成26年度は0件にとどまったことを踏まえると、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより、取引実態調査における業務の効率性を高める必要がある。

#### ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発は、事業者等にとってルールの明確化や予見可能性の向上に資することから、独占禁止法違反行為の未然防止が図られることとなり、もって取引慣行等の適正化を効率的に実現する効果を有する。

事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を派遣するとともに、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を派遣してガイドラインの普及・啓発を行うことにより、全国にわたってより多くの事業者等に対して効率的にガイドラインの普及・啓発を図ることができた。

以上のことから、ガイドラインの普及・啓発を通じて、効率的に独占禁止法の考え方について周知が図られ、事務処理に要するコストの削減に寄与していると評価できる。

### (4) 総合的評価

#### ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

#### (イ) 判断根拠

測定指標のうち、「相談事例の公表件数」について目標を達成した。

また、「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、独占禁止法違反行為の未然防止という目的に対し、相当程度進展した。

一方、「取引実態調査結果の公表件数」及び「取引実態調査の実施

公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、進展が大きくなかったものの一定程度の効果を挙げており、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと考えられる。

## イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。

しかし、取引実態調査については、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知を行うことにより、事業者等による自主的な改善の契機となることから、実態調査を実施する必要があるものの、競争政策上の問題点の把握につながらなかった案件があったため平成25年度においては1件、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったため平成26年度においては0件の公表にとどまったことを踏まえると、年間2件以上の目標を達成するため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。

## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (ア) 施策

独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。

### (イ) 測定指標

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。

しかし、取引実態調査については、平成25年度においては1件、平成26年度においては0件の公表にとどまっており、平成24年度以前においても年間1件の公表が続いているため、より競争政策上の問題点

が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。

また、取組の内容の充実の観点からは、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行っていく。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 取引実態調査については、平成 25 年度及び平成 26 年度で目標を達成しておらず、平成 24 年度以前についても 1 件の公表となっており、測定指標の目標設定に課題があるのではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>若林委員</p>
<p>○ 平成 26 年度の取引実態調査について、多大な作業量を伴ったためと記載されているが、スケジュール管理は適切であったのか。</p> <p>(当初の想定よりも多大な作業量となってしまった点は反省点と考えており、意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>田辺委員</p>
<p>○ 取引実態調査結果の公表件数を測定指標としているが、公表件数を指標とした場合、調査に着手した事案の内容により結果が左右されてしまうこととなるが、そのような性格の指標を立てる意味があるのか。</p> <p>(調査結果を公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止の効果がより強く期待できるものと考えており、施策の目標について、当委員会が何を目標として業務を遂行するのかという点も踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>小西委員</p>
<p>○ 取引実態調査について、なぜ調査対象の選定が効率性につながるのか分かりにくい。</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>小西委員</p>